

委 託 契 約 書

沖縄県（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）は、沖縄県立糸満青少年の家
樹木伐採等業務その2（以下「委託業務」という。）について、次のとおり委託契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 乙は、別添仕様書に基づき、関係法令等を遵守して委託業務を実施しなければならない。

（委託業務の期間）

第2条 乙は、契約締結日から令和7年3月31日までに委託業務を完了しなければならない。

（委託料）

第3条 委託料は、金〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税額〇〇〇円）とする。なお、「取引に係
る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第
72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、契約金額中課税額に110分の10を
乗じて得た額である。

（契約保証金）

第4条 〇〇円

（実施計画書）

第5条 乙は、仕様書に基づき、次の内容を含む実施計画書を契約締結の日から14日以内に甲に提
出しなければならない。

- (1) 業務の内容
- (2) 業務の実施方法
- (3) 業務の実施体制
- (4) 業務工程（実施スケジュール）

2 甲は、必要があると認めるときは、前項の実施計画書を受理した日から7日以内に、乙に対して
その修正を請求することができる。

（再委託の禁止）

第6条 乙は、契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

2 乙は、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履
行を委任し、又は請負わせてはならない。

3 乙は、契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、10日前までに再委託承
認申請書を甲に提出するとともに、事前に書面による甲の承認を受けなければならない。ただ
し、複写、印刷及び製本業務を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。

4 乙は、前項により第三者に委任し、又は請負寄せた業務の履行及び当該第三者の行為について
全責任を負うものとし、当該第三者が甲に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければ
ならない。

5 乙が第1項から第3項に違反したときは、甲は本契約を解除することができる。これにより乙又は乙が業務の一部を委任し、又は請負させた第三者に発生した損害について、甲は賠償責任を負わないものとする。

(委託業務の調査等)

第7条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況について調査をし、又は報告を求めることができる。

(検査)

第8条 乙は、業務を完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に乙の立会いの下、業務の完了を確認するための検査を行うものとする。

3 乙は、業務が前項の検査に合格しないときは、直ちに補正して発注者の検査を受けなければならない。

(委託料の支払)

第9条 乙は、前条の検査に合格したときは、委託料の支払いを請求することができる。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に委託料を支払わなければならない。

(契約内容の変更等)

第10条 甲は、必要がある場合は、委託業務の内容の一部を変更し、又はその全部若しくは一部を一時的に中止することができる。この場合において、委託料の額又は契約期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

(委託業務の中止)

第11条 乙は、天変地異その他やむを得ない事由により委託業務の遂行が困難となったときは、速やかに委託業務の中止（廃止）を書面により甲に申し出て、甲と協議の上、契約を解除することができるものとする。

2 前項の規定により契約を解除したときは、第7条及び第8条の規定に準じて委託料の精算をするものとする。

(契約の解除)

第12条 甲は、次に掲げるいずれかの事由が生じたときは、何らの催告を要せず、いつでもこの契約を解除することができる。

(1) 乙がこの契約条項に反した場合。

(2) 乙が天災その他不可抗力の原因によらないで、完了期限までに委託業務を完了しないとき又は完了期限までに委託業務を完了する見込みがないと甲が認めたとき。

(3) 乙又はその使用人等が、本契約の履行に関し、不正を行ったとき。

(4) 履行期限内に業務結果を提出できなかったとき。

2 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) 前各号に定めるもののほか、乙が本契約の規定に違反したとき。

3 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、催告することなくこの契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて甲等の業務を妨害する行為
- (5) その他の前各号に準ずる行為

4 甲は、前3項の規定によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、既に支払った委託費の全部又は一部返還を、期限を定めて乙に請求することができる。

(不当介入に関する通報・報告)

第13条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(契約の解除による委託料の処理)

第14条 甲が第11条又は第12条の定めにより契約を解除した場合の委託料の処理は、次に掲げる方法によって行うものとする。

- (1) 委託料が既に支払われているときは、乙は支払われた委託料のうち甲が認める正当な既履行部分に相当する額を除きこれを甲に返還する。
- (2) 委託料が支払われていないときは、甲は委託業務のうち甲が認める正当な既履行部分に相当する額を乙に支払う。

(損害賠償)

第 15 条 乙は、第 11 条又は第 12 条の規定により契約が解除されたときは、委託料の額の 100 分の 10 に相当する額の賠償金を甲に支払わなければならない。

- 2 乙は、その責めに帰すべき理由により委託業務の処理に関し甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 3 委託業務の処理に関して第三者に損害を与えたときは、乙の負担において賠償するものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由による場合は、甲の負担とする。

(賠償金等の徴収)

第 16 条 乙がこの契約に基づく賠償金、損害金、又は違約金を支払わなければならない場合において、これを甲の定める期間に納付しなかったときは、納期の期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納分の額に年 2.5 パーセントの割合で計算した利息を付した額を徴収することができるものとする。

(不正行為等に対する措置)

第 17 条 甲は、乙が本契約に関して不正行為等を行った疑いがあると認められる場合は、乙に対して内部監査を指示し、その結果を書面で甲に報告させることができるものとする。

- 2 甲は、前項の報告を受けたときは、その内容を詳細に審査し、不正行為等の有無及びその内容を確認するものとする。この場合において、甲が審査のために必要であると認められるときは、乙の事業所に立ち入ることができるものとする。
- 3 甲は、不正行為等の事実が確認できたときは、氏名及び不正行為等の内容を公表することができるものとする。
- 4 甲は、前各項のほか必要な措置を講じることができるものとする。

(著作権)

第 18 条 成果物の著作権及び所有権は、甲に帰属する。ただし、本委託業務に当たり、第三者の著作権その他の権利に抵触するものについては、乙の費用をもって処理するものとする。

(秘密の遵守)

第 19 条 乙は、委託業務を実施するに当たり、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

- 2 乙は、この委託業務による個人情報の取扱いについて、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第 20 条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

ただし、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(協議事項)

第 21 条 この契約に定めのない事項及び、この契約に定める事項に関する疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(管轄裁判所)

第 22 条 前条の規定による協議が整わない場合など、この契約に関する一切の紛争に関して、甲の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。

この契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

令和 7 年 2 月 日

甲 沖縄県那覇市泉崎一丁目 2 番 2 号
沖縄県知事

乙

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第3 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第5 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による事務を行うために甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(事務従事者への周知)

第6 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、沖縄県個人情報保護条例により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(資料等の返還等)

第7 乙は、この契約による事務を行うために、甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(調査)

第8 乙は、この契約による事務を行うに当たり取り扱っている個人情報の状況について、甲の求めがあった場合は、随時調査報告することとする。

(事故発生時における報告)

第9 乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。